

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A－1 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
② ①による免許がないのに A した者は B の罰金に処する。

A	B
1 無線機器を購入	3年以下の拘禁刑又は150万円以下
2 無線局を開設し、又は運用	1年以下の拘禁刑又は100万円以下
3 無線機器を購入	1年以下の拘禁刑又は100万円以下
4 無線局を開設し、又は運用	3年以下の拘禁刑又は150万円以下

A－2 次の記述は、アマチュア無線局の免許の申請の審査について述べたものである。電波法（第7条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、電波法第6条（免許の申請）第1項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の(1)から(3)までのいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

- (1) 工事設計が A に適合すること。
(2) B の割当てが可能であること。
(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、総務省令で定める C に合致すること。

A	B	C
1 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	周波数	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
2 電波法施行令に定めるところ	電波の型式	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準
3 電波法施行令に定めるところ	周波数	特定無線局の開設の根本的基準
4 電波法第3章（無線設備）に定める技術基準	電波の型式	特定無線局の開設の根本的基準

A－3 無線局の予備免許を受けた者から予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後2週間以内に、その工事が落成した旨の届出がないときに、総務大臣が行う処分に関する次の記述のうち、電波法（第11条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、速やかにその工事落成の届出をするよう命じなければならない。
2 総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。
3 総務大臣は、その工事落成の期限の延長の申請をするよう命じなければならない。
4 総務大臣は、その予備免許を取り消し、再度免許の申請をするよう指示しなければならない。

A－4 無線局の無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）に関する次の記述のうち、電波法（第17条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、無線設備の変更の工事をしたときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
2 免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
3 免許人は、無線設備の変更の工事をしたときは、その変更について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者が行った点検の結果を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。
4 免許人は、無線設備の変更の工事をしようとするときは、あらかじめ、総務大臣の許可を受けなければならない。

A－5 次の記述は、「不要発射」、「スプリアス発射」及び「帯域外発射」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「不要発射」とは、スプリアス発射及び帯域外発射をいう。
- ② 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における □A の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで低減することができるものをいい、 □B とする。
- ③ 「帯域外発射」とは、必要周波数帯に近接する周波数の電波の発射で情報の伝送のための変調の過程において生ずるものをいう。

	A	B
1	1又は2以上	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないもの
2	2以上	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積を含み、帯域外発射を含まないもの
3	1又は2以上	高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射を含まないもの
4	2以上	高調波発射、低調波発射及び寄生発射を含み、相互変調積及び帯域外発射を含まないもの

A－6 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の4）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。）が電波法施行規則別表第2号の3の3（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に □A のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) 平均電力が □B の無線局の無線設備
 - (2) □C の無線設備
 - (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、①を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備
- ② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

	A	B	C
1	無線従事者	20ミリワット以下	移動しない無線局
2	無線従事者	10ミリワット以下	移動する無線局
3	取扱者	20ミリワット以下	移動する無線局
4	取扱者	10ミリワット以下	移動しない無線局

A－7 送信装置の周波数の安定のための条件に関する次の記述のうち、無線設備規則（第15条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- 2 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る気圧の変化によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。
- 3 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度又は湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。
- 4 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A－8 次に掲げる送信空中線に関する事項のうち、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない条件に該当しないものはどれか。無線設備規則（第20条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 空中線の風圧荷重に対する強度がなるべく大であること。
- 2 整合が十分であること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 満足な指向特性が得られること。

A－9 混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（電気通信業務の用に供する無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。
- 注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。以下、2、3及び4において同じ。
- 2 無線局は、放送の受信のための設備又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局若しくは放送業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A－10 次の記述は、無線局の擬似空中線回路の使用について述べたものである。電波法（第57条）の規定に照らし、 内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。

- (1)

A

 に運用するとき。
- (2)

B

 を運用するとき。

A	B
1 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査の際	実用化試験局
2 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査の際	実験等無線局
3 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実験等無線局
4 無線設備の機器の試験又は調整を行うため	実用化試験局

A－11 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる場合に関する次の記述のうち、電波法（第42条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 電波法に規定する罪を犯し、過料に処せられ、その納付を終えた日から1年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 3 電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 日本の国籍を有しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

A－12 無線電信通信において、自局の通信が他の無線局の呼出しにより混信を受けた場合、妨害しないよう通知するために使用する略符号はどれか。無線局運用規則（第13条及び第22条並びに別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 QSK
- 2 QSD
- 3 QSV
- 4 QRL

A－13 次の記述は、無線電信通信における送信の終了について述べたものである。無線局運用規則（第 1 2 条、第 1 3 条及び第 3 6 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号とそのモールス符号の組合せが適合するものを下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。

通報の送信を終了し、他に送信すべき通報がないことを通知しようとするときは、送信した通報に続いて「」及び「K」を順次送信するものとする。

	略符号	モールス符号
1	<u>AR</u>	－．．．－
2	AR	．－．．．
3	N I L	－．．．．．－．．．
4	N I L	－．－．．．．．－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－14 無線電信通信において、次のモールス符号で表す略符号のうち、「同一の伝送の異なる部分を分離する符号」を示す略符号はどれか。無線局運用規則（第 1 2 条及び第 1 3 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。

- 1** ．－．．．
- 2** －．．．－
- 3** ．－．
- 4** －．－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－15 無線電信通信において、次のモールス符号で表す略符号のうち、「反復してください。」を示す略符号はどれか。無線局運用規則（第 1 2 条及び第 1 3 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。

- 1** ．－．．．－．－．－
- 2** ．－－．－．－
- 3** ．－－．．．．
- 4** －．．－

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－16 次の記述は、無線電信通信における通報の送信方法について述べたものである。無線局運用規則（第 1 2 条、第 1 3 条及び第 1 3 5 条並びに別表第 1 号及び別表第 2 号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。

電波法第 7 4 条（非常の場合の無線通信）第 1 項に規定する通信において通報を送信しようとするときは、「ヒゼウ」（欧文であるときは、「」）を前置して行うものとする。

- 1** ．－．．－
- 2** －－．．．－
- 3** ．－．．－．－．
- 4** ．．．－－．．

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A－17 次の記述は、無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときに、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第72条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して **A** の停止を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、①の命令を受けた無線局からその発射する電波の質が電波法第28条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、**B** させなければならない。
- ③ 総務大臣は、②により発射する電波の質が電波法第28条の総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに①の停止を解除しなければならない。

A	B
1 臨時に電波の発射	その無線局に電波を試験的に発射
2 期間を定めて運用	その無線局に電波を試験的に発射
3 期間を定めて運用	登録検査等事業者（注）をその無線局に派遣し、無線設備を検査
4 臨時に電波の発射	登録検査等事業者（注）をその無線局に派遣し、無線設備を検査

注 電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

A－18 次の記述は、無線局の免許人が電波法等に違反したときに総務大臣が行うことができる処分について述べたものである。電波法（第76条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、3月以内の期間を定めて **A** を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、**B** することができる。

A	B
1 無線局に対して電波の発射の停止	周波数若しくは空中線電力を制限
2 無線局に対して電波の発射の停止	電波の型式若しくは周波数の指定を変更
3 無線局の運用の停止	電波の型式若しくは周波数の指定を変更
4 無線局の運用の停止	周波数若しくは空中線電力を制限

A－19 次の記述は、無線電信通信における電波の発射前の措置について述べたものである。無線局運用規則（第19条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、**A** に調整し、自局の発射しようとする電波の周波数その他必要と認める周波数によって聴守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。
- ② ①の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、**B** 呼出しをしてはならない。

A	B
1 送信機を最良の状態	その通信が終了した後でなければ
2 受信機を最良の感度	その通信が終了した後でなければ
3 受信機を最良の感度	少なくとも3分間の間隔をおかなければ
4 送信機を最良の状態	少なくとも3分間の間隔をおかなければ

A－20 受信設備に対する監督に関する次の記述のうち、電波法（第82条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、設備の撤去を命じなければならない。
- 2 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その障害を除去するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が他の無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者は、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

A－21 次の記述は、電気通信の秘密について述べたものである。国際電気通信連合憲章の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、 A の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する B をとることを約束する。

- | | A | B |
|---|------|------------|
| 1 | 国際通信 | すべての可能な措置 |
| 2 | 公衆通信 | できる限り有効な措置 |
| 3 | 公衆通信 | すべての可能な措置 |
| 4 | 国際通信 | できる限り有効な措置 |

A－22 局の技術特性に関する次の記述のうち、無線通信規則（第3条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 減幅電波（B電波）の発射は、すべての局に対して禁止する。
- 2 発射の周波数帯幅は、スペクトルを最も効率的に使用し得るようなものでなければならない。このためには、一般的には、周波数帯幅を技術の現状及び業務の性質によって可能な最小の値に維持することが必要である。
- 3 局において使用する装置は、ITU-Rの関係勧告に従い、周波数スペクトルを最も効率的に使用することが可能となる信号処理方式をできる限り使用するものとする。この方式としては、とりわけ、一部の周波数帯幅拡張技術が挙げられ、特に振幅変調方式においては、デジタル通信技術の使用が有効である。
- 4 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのすべての発射は、無線通信規則に適合しなければならない。

A－23 次の記述は、無線局からの混信を避けるための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射又は不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

- | | A | B | C |
|---|------|------------|-------|
| 1 | 無線設備 | 送信設備及び受信設備 | 利点 |
| 2 | 位置 | 指向性のアンテナ | 利点 |
| 3 | 無線設備 | 指向性のアンテナ | 電気的特性 |
| 4 | 位置 | 送信設備及び受信設備 | 電気的特性 |

A－24 次の記述は、アマチュア業務について述べたものである。無線通信規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 主管庁は、アマチュア局を運用するための免許を得ようとする者にモールス信号によって文を A する能力を実証すべきかどうか判断する。
- ② アマチュア局の最大電力は、 B が定める。
- ③ 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約及び無線通信規則の C は、アマチュア局に適用する。

A	B	C
1 送信	関係主管庁	技術特性の規定
2 送信及び受信	国際電気通信連合	技術特性の規定
3 送信	国際電気通信連合	すべての一般規定
4 送信及び受信	関係主管庁	すべての一般規定

B－1 次の記述は、予備免許中の変更について述べたものである。電波法（第8条及び第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務大臣は、予備免許を受けた者から ア があった場合において、相当と認めるときは、 イ を ウ することができる。
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は エ の指定の変更を申請した場合において、 オ と認めるときは、その指定を変更することができる。

1 届出	2 申請
3 工事落成の期限	4 免許の有効期間
5 延長	6 短縮
7 通信の相手方、通信事項	8 運用許容時間
9 電波の規整その他公益上必要がある	10 混信の除去その他特に必要がある

B－2 次の記述は、周波数測定装置の備付けについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の ア 以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(4)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) イ 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力 ウ 以下のもの
 - (3) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の エ を オ パーセント（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (4) (1)から(3)までに掲げる送信設備以外のもののほか、電波法施行規則第11条の3（周波数測定装置の備付け）の各号に掲げる送信設備

1 4分の1	2 2分の1
3 26.175MHzを超える	4 26.175MHz以下の
5 10ワット	6 20ワット
7 0.025	8 0.0025
9 特性周波数	10 割当周波数

B－3 次に掲げるQ符号及び意義のうち、無線局運用規則（第13条及び別表第2号）の規定に照らし、Q符号とその意義の組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

	Q符号	意義
ア	QRO	送信機の電力を増加してください。
イ	QRV	こちらは、用意ができました。
ウ	QRP	送信を中止してください。
エ	QSB	そちらの信号は、切れます。
オ	QSL	こちらは、受信証を送ります。

B－4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せのうち、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、その組合せが適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

	字句	モールス符号
ア	TGHUKCHON	— — — — — . — — — — — — .
イ	RKFODQIRT	. — . — . — . — — — — . . . — . — . . . —
ウ	KTHLOCYRN	— . — — — . — — — — . — . — . — . — .
エ	WEARTDGOP	. — — . . — . — . — — . — — . — — — . — — .
オ	LRMZBEAJT	. — . . . — . — — — — . . — — . — — — —

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B－5 次の記述は、アマチュア無線局の免許人が総務大臣に対して行う報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- (1) ア を行ったとき。
- (2) イ 命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
- (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の エ するため必要があると認めるときは、 オ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

- | | |
|----------------|---------------------|
| 1 非常通信 | 2 試験電波の発射 |
| 3 電波法及び放送法に基づく | 4 電波法又は電波法に基づく |
| 5 混信の防止 | 6 無線通信の秩序の維持 |
| 7 適正な運用を確保 | 8 運用の状況を把握 |
| 9 免許人 | 10 無線局に選任されている無線従事者 |

B－6 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送はすべて禁止する。
- イ アマチュア業務においては、すべての伝送は、識別信号を伴うものとする。
- ウ アマチュア業務においては、可能な限り、識別信号は自動的に伝送するものとする。
- エ アマチュア局は、特別取決めにより国際符字列に基づかない識別信号を持つことができる。
- オ すべての伝送は、識別信号その他の手段によって識別され得るものでなければならない。しかしながら、技術の現状では、一部の無線方式（例えば、無線測位、無線中継システム及び宇宙通信システム）については、識別信号の伝送が必ずしも可能ではないことを認める。